

# 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第14号

## 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者(以下「遊漁者」という。)は、直ちに第6条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第4条 前条に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護、又は漁業調整上の必要から、禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第6条第3項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	15センチメートル
ふな、うぐい	6センチメートル
いわな、やまめ	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい・ふな いわな・やまめ	手釣・竿釣・まき餌釣・穴釣	1日	700円(組合事務所又は取扱所) 1,000円(遊漁現場)
		1年	7,000円
うぐい・わかさぎ	船釣	1日	1,000円(組合事務所又は取扱所) 1,500円(遊漁現場)
		1年	9,500円

2 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表のイ欄のとおりとする。

ア 遊漁者区分	イ 遊漁料
未就学の幼児・小学生・中学生	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所
- (2) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名
- (10) 写真(年釣券)

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしては

ならない。

4 遊漁者は大倉川河口から小倉川分岐までの区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。